

犬山市民交流センター食堂出店者評価指針

第1 目的

- 1 市民交流センターを訪れる会議室の利用及び市民交流や市民活動を行うための施設利用者や一般市民等に利便性や快適さを提供する空間となる食堂(飲食店)の選定にあたり、市民の集いの場となる市民交流センターにふさわしい雰囲気や親しみやすく、施設利用者のみだけでなく、一般市民に利用される食堂(飲食店)の出店候補者を選定する必要があることから、その評価指針を定める。

第2 評価の考え方

- 1 公共施設にある食堂として安定的かつ継続的な運営や飲食店ならではのサービスを行うため、専門的な技術や飲食業の豊富な経験を持つ事業者を評価する。
- 2 施設利用者による飲食物の提供の要望に柔軟に対応する等、幅広いニーズに応えられる事業者を評価する。
- 3 評価にあたっては、事業者及びその他関係者から疑惑を招くことのないよう、公平・公正な評価を行う。

第3 評価及び審査方法

- 1 市が定めた期日までに提出された犬山市民交流センター食堂出店者募集要項の参加意向申出書及び添付資料、提案書及び添付資料、プレゼンテーションの内容を審査の対象とする。
- 2 公正で透明性のある審査を確保するため、事前提出の書面審査で書類が適正でなければ、審査の対象としない。犬山市民交流センター食堂出店者審査委員会(以下「委員会」という。)において、提案者に対するヒアリングを行い、「犬山市民交流センター食堂出店者採点表」の評価項目に基づき審査を行う。プレゼンテーションは、代表者を含め3名以内で行うものとする。

3 審査方法

(1) 確認審査(事務局)

提出書類で次の事項等の確認を行う。

- ア 参加意向申出書及びこれに係る添付資料に不備がないこと。
- イ 公租公課を滞納していないこと。
- ウ 出店候補者が著しい経営不振の状態にある者でないこと。

(2) 評価審査(審査委員)

- ア 評価項目に対し、あらかじめ評価(配点)基準を点数化する。
- イ プレゼンテーションは、提案者ごとに10分以内で行う。
- ウ プレゼンテーションに対するヒアリングは、提案終了後10分程度で必要に応じ行う。
- エ 採点表により採点を行い、各委員の評価点を合計し、合計点が最も高い提案者を選定する。なお、未記入の採点欄がある場合は0点として取り扱う。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに関する減点（説明時間超過など）は行わない。ただし、募集要項の規定に反する行為が認められた場合は、委員会にてその処置を決定するものとする。

4 審査の結果、総得点が満点の6割に満たなかった場合は、提案者が1者又は、最高点であっても決定せず、候補者なしとして取り扱う。

なお、上記3の(2)で同点の提案者があった場合には、評価項目のうち評価項目3の合計点が最も高い提案者を選定する。

第4 審査結果の通知・公表

審査完了後、市内部で組織する入札契約審査委員会の確認を経て、提案者全てに対し、令和2年5月中に結果を通知する。

また、審査結果は市ホームページ上で公表する。